

水道設備共通仕様書（機械・電気）

令和 3 年 7 月

岩国市水道局

目次

第1章 共通編.....	1
第1節 適 用.....	1
第2節 システム設計及び事前調査.....	1
第3節 機器等の製作・調達.....	1
第4節 承諾図書.....	2
第5節 試運転及び取扱説明.....	2
第6節 施工範囲.....	3
第7節 特殊付属工具.....	3
第8節 保証期間.....	3
第2章 機械設備工事.....	4
第1節 一般事項.....	4
第2節 準用すべき諸基準.....	4
第3節 試験及び検査.....	4
第3章 電気設備工事.....	5
第1節 一般事項.....	5
第2節 準用すべき諸基準.....	5
第3節 試験及び検査.....	5

第1章 共通編

第1節 適用

1. 本仕様書は、水道設備（電気・機械）工事の施工に関する一般的事項を示すものである。
2. 本仕様書は、「水道工事標準仕様書【設備工事編】 日本水道協会」に記載のないものを補完するものであり、特に定めのない事項については、原則、「水道工事標準仕様書【設備工事編】 日本水道協会」の規定によるものとする。
3. 2. において定めのない事項については、別に定める特記仕様書による。
4. 本仕様書の定めと特記仕様書の定めが異なるときは、特記仕様書による。
5. 設備工事以外については、岩国市水道局水道工事共通仕様書によるものとする。

第2節 システム設計及び事前調査

1. 受注者は、工事の実施にあたりシステム設計の担当者を配置することとし、システム設計担当者は以下の業務を行うものとする。
 - (1) 設計図書（仕様書・図面等）に基づく確認・検討・打合せ調整等（各種容量等に関する確認、既設設備の確認等を含む。）
 - (2) 関連する他工事との取り合い確認
 - (3) 施設に合った最適な機器・材料の選定とシステムの構築
 - (4) 最終的に据え付けるまでに係る技術的な検討
 - (5) システム構成図、フローシート、機器配置図、機器基礎図、配管・配線図等の作成
 - (6) 総合試運転が必要な工事については、その結果の照査
2. 受注者は、契約後すみやかに現場確認及び設計図書の照査を行うこととする。現場確認は原則、現場代理人・主任技術者及びシステム設計担当者が合同で行うものとし、必要に応じて監督職員が立ち会うものとする。
3. 受注者は、機器製作に着手するまでに関連工事のシステム設計担当者と協議を行わなければならない。
4. 受注者は、工事着手前に現地の状況、既設設備、関連工事その他についての綿密な調査を行い、十分に状況を把握したうえで、工事を実施しなければならない。

第3節 機器等の製作・調達

1. 受注者は、機器等の設計・製作において、工場製作期間における機器製作計画書を提出するものとする。
2. 機器製作計画書には、品質管理方針、品質管理組織図、各部門の機能分担と責任権限の

範囲、品質管理等を記述するものとする。

3. 機器の調達は、性能責任・製造物責任・アフターサービスといった製品保証ができることから行うものとする。また、機器の整備及び修理に必要な部品が国内に保管され、供給可能でなければならない。
4. 受注者は機器の調達の際に、国内での改修、修理ができない機器を選定してはならない。

第4節 承諾図書

1. 受注者は、設計図書に基づきシステムとしての設計意図（機能性、安全性、維持管理性等）を十分に把握し、事前調査の結果を考慮したうえで、承諾図書を作成し、提出しなければならない。また、発注者の承諾を得てから、製作・施工に着手すること。
2. 承諾図書において、機器の運転・操作機能、性能等が資料により確認できない場合、あるいは機器の構造等が発注仕様に適合していない場合、発注者は、当該機器に関する不足の確認資料等の添付又は当該機器製作者の変更を受注者に求めることができる。
3. 仕様の変更は原則として認めないが、変更の必要が生じた場合は、承諾図書等により発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者が据え付けたシステムにおいて、承諾図書では推定が困難な不都合箇所（性能・各種機能・構造等）が生じた場合は、その原因を明確にし、システムの全部又は一部を受注者の責任において、変更又は改修するものとする。
5. 承諾図書作成にあたり、システムが公害の発生源にならないための公害防止対策、寒冷地対策、海岸等の塩害対策及び地震対策を十分考慮しなければならない。
6. 承諾図書作成にあたっては危険防止に十分配慮し作成すること。
7. 承諾図書の承諾は、受注者の責任により行われる設計・製作・施工をあくまで発注者の観点から承諾するものであり、承諾によって受注者の責務（契約不適合責任等）が免責又は軽減されるものではない。

第5節 試運転及び取扱説明

1. 受注者は、設計図書に総合試運転が必要とされている場合、運転開始後の円滑な運転管理が行えるよう一連の設備に実負荷（または相当負荷）をかけて総括的に一定期間（時間）運転し、各機器・設備間の連携運転による作動状況と総合的なシステムとしての機能を確認しなければならない。また、早期に工事が完成した各設備機器については、総合試運転開始前に機能回復調整をしなければならない。
2. 受注者は総合試運転を行わない工事については、機器単体で実負荷等による性能確認試験を行い、システムの機能・性能を確認し、報告しなければならない。
3. 受注者は総合試運転の有無にかかわらず、維持管理職員に対する運転操作・保守点検方

法等の指導を行うこととする。

4. 受注者は維持管理方法・維持管理上の注意点を明記したマニュアルを作成することとする。

第6節 施工範囲

1. 受注者は、設計図書に従って施工するものであるが、これらに明示していない事項でも、施工又は技術上当然必要と認められる箇所や、機器の仕様・機能を十分に満足するために必要な小規模改造、通常の維持管理に必要な簡易構造物は、受注者の責任において施工しなければならない。ただし、詳細については監督職員と協議することとする。

第7節 特殊付属工具

1. 受注者は、機器の保守等に必要な特殊工具について、機器名称等を記入した工具箱に収めて納入しなければならない。なお、工具箱には工具リストを添付することとする。

第8節 保証期間

1. 受注者は、工事目的物について、その引き渡し後 2 年間は性能及び機能を保証しなければならない。
2. 受注者は、保証期間中に年一回の頻度で定期点検を行うこととする。

第2章 機械設備工事

第1節 一般事項

1. 機械設備工事について、「水道工事標準仕様書【設備工事編】 日本水道協会」の「II 機械設備工事編」に準じて施工することとする。ただし、これによりがたい場合は、監督職員と協議の上、施工方法等を決定するものとする。

第2節 準用すべき諸基準

1. 本仕様書については、下記に示す図書の最新版を準用することとし、内容に疑義がある場合は監督職員と協議の上、決定するものとする。
2. 準用図書は以下のものとする。
 - 日本下水道事業団
 - 「機械設備工事一般仕様書」
 - 「機械設備工事必携（施工編）」
 - 「機械設備工事必携（工事検査編）」
 - 「機械設備工事必携 工事管理記録（本編）」
 - 「機械設備工事必携 工事管理記録（施工管理記録編）」
 - 「機械設備工事必携 工事管理記録（施工チェックシート編）」
 - 「機械設備標準仕様書」
 - 「機械設備特記仕様書」
3. 受注者は、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めるものとする。

第3節 試験及び検査

1. 受注者は、原則「水道工事標準仕様書【設備工事編】－付4. 設備機器検査実施要綱例」により、工場検査又は現場検査を実施しなければならない。ただし、特記仕様書により別途指示がある場合は、そちらに従うこととする。
2. 現場検査は、監督職員の立会のもと実施しなければならない。
3. 受注者は操作、模擬試験等で承諾図書に変更が生じた場合、すみやかに書面等で監督職員に報告しなければならない。

第3章 電気設備工事

第1節 一般事項

1. 電気設備工事について、「水道工事標準仕様書【設備工事編】 日本水道協会」の「Ⅲ 電気設備工事編」に準じて施工することとする。ただし、これによりがたい場合は、監督職員と協議の上、施工方法等を決定するものとする。

第2節 準用すべき諸基準

1. 本仕様書については、下記に示す図書の最新版を準用することとし、内容に疑義がある場合は監督職員と協議の上、決定するものとする
2. 準用図書は以下のものとする。
 - 日本下水道事業団
 - 「電気設備工事必携」
 - 「電気設備工事特記仕様書」
 - 「電気設備工事一般仕様書・同標準図」
3. 受注者は、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めるものとする。

第3節 試験及び検査

1. 受注者は、原則「水道工事標準仕様書【設備工事編】一付4. 設備機器検査実施要綱例」により、工場検査又は現場検査を実施しなければならない。ただし、特記仕様書により別途指示がある場合は、そちらに従うこととする。
2. 現場検査は、監督職員の立会のもと実施しなければならない。
3. 受注者はシーケンス試験等で承諾図書に変更が生じた場合、すみやかに書面等で監督職員に報告しなければならない。

令和 3 年度 制定（水道設備共通仕様書（機械・電気）制定） 岩国市水道局 建設課